

現況届・所得状況届をお忘れなく

●児童扶養手当 ●母子父子医療費助成 ●特別児童扶養手当

受給者の皆様は、毎年期間内に「現況届」又は「所得状況届」の提出が必要です。この届出がない場合、11月（特別児童扶養手当は8月）以降の手当の支給や医療費の助成が受けられなくなります。受給者の皆様には7月下旬に通知を郵送しますので、内容をよくご確認ください、必要書類を揃えてご来庁ください。

※「一部支給停止適用除外申請」の対象となっている方は、現況届と併せて必要書類の提出を行ってください。

【受付期間】 ※土・日・祝は除きます。

●児童扶養手当・母子父子医療費助成

8月1日～8月31日

●特別児童扶養手当

8月12日～9月12日

【受付時間】

午前の部：8時30分～11時30分

午後の部：1時～4時30分

※届出には時間を要します。余裕をもってお越しください。



【休日受付】

8月21日（日）

午前の部：8時30分～11時30分

午後の部：1時～4時30分

※現況届を提出するには、税の申告を済ませている必要があります。休日受付の際は税の申告はできませんので、未申告の方は事前に申告をお済ませください。

【問合せ】市役所こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

臨時特別給付金の申請は済みましたか？

※令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金若しくは家計急変世帯分を受給された世帯等は対象外です。

令和4年度新たに住民税均等割非課税世帯で臨時特別給付金の対象となる世帯へ通知を送付しております。

給付金を受給するためには通知内容を確認し、福祉総務課まで提出する必要があります。

申請期限は令和4年10月15日までとなっていますのでお早めに申請を済ませてください。

【制度に関する問合せ】

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-526-145

また、令和4年1月以降に新型コロナの影響で収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった世帯（家計急変世帯）の申請も受付けています。家計急変世帯については申請が必要です。

申請期限：令和4年9月30日

※申請に係る様式等は、福祉総務課窓口、またはホームページよりダウンロードしてください。

【申請受付窓口】

市役所福祉総務課 ☎ 0980-83-1683

受付時間 平日8:30～17:00

(12:00～13:00、土・日・祝祭日を除く)

令和4年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業 参加者募集

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

<対象地域>

西部ニューギニア、トラック諸島、パラオ諸島、ボルネオ・マレー半島、マリアナ諸島、東部ニューギニア、ビスマーク諸島、ミャンマー・タイ、ソロモン諸島、フィリピン（1次）、マーシャル・ギルバート諸島、東部ニューギニア（特定地域）、台湾・バシー海峡、西部ニューギニア（特定地域）、ミャンマー（特定地域）、フィリピン（2次）、中国

詳細は平和協働推進課 HP をご覧ください。

【(検索) 石垣市 援護事務】



【参加費用】10万円

※付添希望者は要相談。

※参加者の高齢化を考慮し看護師が同行します。

◆お問い合わせ先：

(一社) 日本遺族会事務局 ☎ 03-3261-5521



【問合せ】市役所平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253